

諮問但第6号

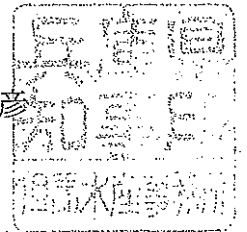
但馬海区漁業調整委員会

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づく知事許可漁業の公示について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定に基づき、下記の知事許可漁業につき制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第58条において読み替えて準用する法第42条第3項の規定に基づき、諮問します。

令和4年1月12日

兵庫県知事 齋藤元彦



記

- 1 小型いか釣り漁業（県内船）
- 2 小型いか釣り漁業（県外船）

以上

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分		制限措置						
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
1	兵庫県 10トン未満船	小型いか釣り漁業	別記1の1	別記2の1	定めなし	5トン以上 10トン未満	23隻	別記3
2	兵庫県 10トン以上船	小型いか釣り漁業	別記1の2	別記2の2	定めなし	10トン以上 30トン未満	3隻	別記3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月14日から同年3月14日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、区分（1の表に掲げる区分をいう。以下同じ。）ごとに次に掲げるとおりとする。

ア 区分1

令和4年5月1日（同年5月2日以降の許可は許可の日）から令和7年4月30日まで

イ 区分2

令和4年5月1日（同年5月2日以降の許可は許可の日）から令和5年4月30日まで

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとに概ね次に掲げる条件を付することができる。

区分	条件
1	(1) 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。 (2) 集魚に利用する光力の制限は別表のとおりとする。 (3) 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。
2	(1) 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。 (2) 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は、3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数は、ソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。

別記1 操業区域

- 1 兵庫県日本海海面。
- 2 北緯36度線以北の兵庫県日本海海面。

別記2 漁業時期

- 1 1月1日から12月31日まで。
- 2 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内においては、5月1日から翌年2月末日まで。それ以外の海域においては1月1日から12月31日まで。

別記3 漁業を営む者の資格

次に掲げる主たる根拠地で知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者。

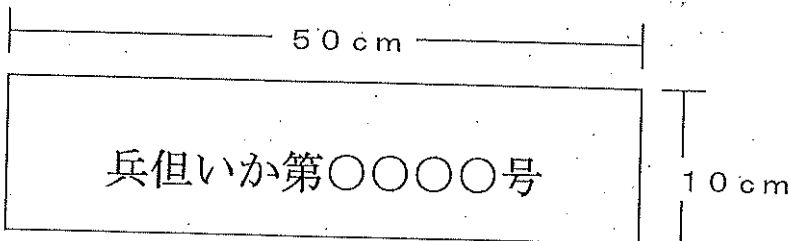
- (1) 豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては豊岡市、城崎郡城崎町、同郡竹野町）
- (2) 香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）
- (3) 新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）

別表

（集魚に使用する光力の制限）

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の 最高限度
鋸崎から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球 9個 但し7月1日から9月30日までの間は6個
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個
鋸崎から真方位0度の線（東経134度31.04分の線）以东の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球 6個
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球 15個
	水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

兵庫県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和4年2月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分	制限措置							
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格	
1	鳥取県 島根県 京都府 10トン未満船	小型いか釣り漁業	別記1の1	別記2の1	定めなし	5トン以上 10トン未満	7隻	別記3の1
2	鳥取県 島根県 京都府 10トン以上船	同上	別記1の2	別記2の2	同上	10トン以上 30トン未満	7隻	別記3の2
3	上記以外	同上	別記1の3	同上	同上	5トン以上 30トン未満	37隻	別記3の3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年2月14日から同年3月14日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、区分(1の表に掲げる区分をいう。以下同じ。)ごとに次に掲げるとおりとする。

区分	有効期間
区分1	令和4年5月1日(同年5月2日以降の許可は許可の日)から令和5年4月30日まで
区分2及び3	令和4年5月1日(同年5月2日以降の許可は許可の日)から令和5年2月28日まで

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、区分ごとに概ね次に掲げる条件を付することがある。

区分	条件
区分1	別記4の1、2、3
区分2	別記4の1、4、5
区分3	別記4の1、5

別記1 操業区域

- 兵庫県日本海海面。
- 北緯36度線以北の兵庫県日本海海面。
- 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域以遠の兵庫県日本海海面。

別記2 漁業時期

- 5月1日から翌年4月30日まで
- 5月1日から翌年2月末日まで

別記3 漁業を営む者の資格

- 1 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者。
- 2 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者。
(陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港)
- 3 兵庫県、鳥取県、島根県又は京都府以外の都道府県知事の漁船登録を有する船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者。
(陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港)

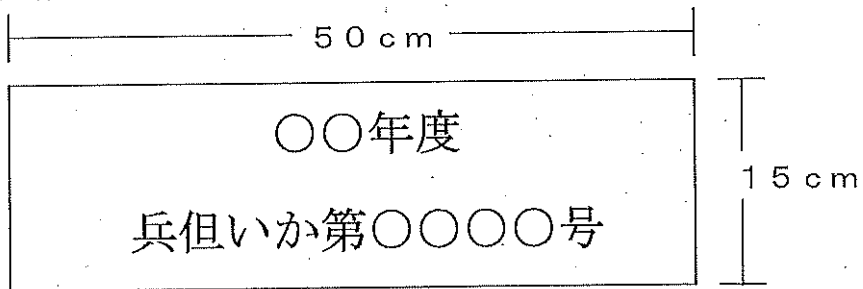
別記4 条件

- 1 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別記様式第2号の標旗を掲げなければならない。
- 2 集魚に使用する光力の制限は別表のとおりとする。
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。
- 4 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けてはならない。
- 5 次に掲げる港以外の港で漁獲物を陸揚げしてはならない。但し、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。
() 港 () 港

別表 集魚に使用する光力の制限

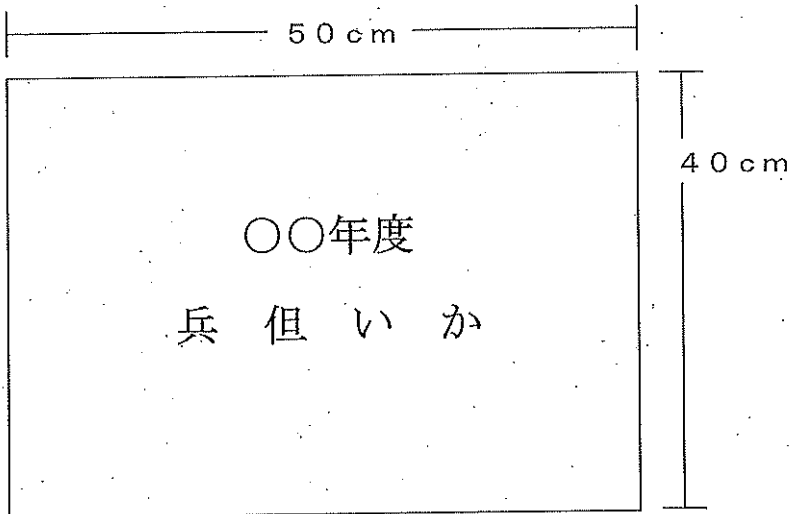
適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度
鋸崎から真方位0度の線(東経134度31.04分の線)以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球 9個 但し7月1日から9月30日までの間は6個
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個
鋸崎から真方位0度の線(東経134度31.04分の線)以东の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球 6個
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球 15個
	水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

別記様式第2号



(参考)

R4 小型いか釣り漁業許可 希望隻数

① 県内10トン未満船

地区名	津居山	竹野	柴山	香住	浜坂	諸寄	居組	合計
現許可数		1	3	8	8	3	1	24
希望数		1	2	8	8	3	1	23
増減			△1					△1

② 県内10トン以上船

地区名	津居山	竹野	柴山	香住	浜坂	諸寄	居組	合計
現許可数					3			3
希望数					3			3
増減								±0

③ 鳥取県島根県京都府船

区分名	10トン未満船				10トン以上船			
	鳥取県	島根県	京都府	合計	鳥取県	島根県	京都府	合計
現許可数	5		1	6	10			10
希望数	6		1	7	7			7
増減	1			1	△3			△3

④ 鳥取島根京都以外船

県名	北海道	青森県	山形県	新潟県	福井県	佐賀県	長崎県	合計
現許可数	11	8	2		5	1	3	30
希望数	14	9	2	1	5	3	3	37
増減	3	1		1		2		7

※ 富山県、石川県、山口県は昨年実績及び今年希望共になし。